

鳥取県告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ホッと・ケア24	訪問看護ステーション ホッと・ナース24	米子市両三柳323-1	平成23年4月1日	訪問看護
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導
アイル山陰株式会社	アイル米子	米子市東福原三丁目 9-13	〃	通所介護